

# 令和3年度事業計画書

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

一般財団法人 中部貸切バス適正化センター

## 令和3年度事業計画

### 1. 貸切バスの輸送の安全を阻害する行為の防止その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導

#### (1) 巡回指導

巡回指導は、悪質事業者の国への通報及び事業者の法令遵守状況の継続的な確認を通じて、国の監査機能を補完し業界の自主的改善を促進することにより、貸切バス事業における事故防止を徹底し業界全体の安全意識を向上させることを目的としており、当センターは、中部運輸局、各県バス協会等と緊密な連携を図り、巡回指導活動に必要な情報を収集して、適正化事業の効率的な運営を図る。

令和3年度については、事業区域内に存する貸切バス営業所（国が監査を実施した又は実施する予定の営業所を除く）の内、令和元年度・2年度において未実施の営業所（168）と、元年度実施した際の状況を踏まえて当センターが必要と認めた営業所（81）について対面による巡回を実施する。さらに、残り204営業所については非対面による巡回（注を参照）を実施する。実施計画は下記のとおりである。

なお、静岡県バス協会加入営業所にかかる巡回指導については、静岡県バス協会に業務を委託する。

#### (巡回指導実施計画：対面による巡回)

実施月	実施営業所数	愛知	静岡	岐阜	三重	福井
4月	23 (5)	3	7 (5)	5	2	6
5月	22 (5)	5	7 (5)	4	2	4
6月	23 (5)	8	5 (5)	4	2	4
7月	23 (5)	4	6 (5)	5	2	6
8月	22 (4)	7	5 (4)	4	2	4
9月	23 (5)	7	5 (5)	5	2	4
10月	23 (5)	2	7 (5)	5	3	6
11月	20 (4)	7	6 (4)	4	3	
12月	20 (5)	10	5 (5)	3	2	
1月	17 (2)	10	2 (2)	3	2	
2月	17 (2)	10	2 (2)	3	2	
3月	16	10		4	2	
計	249 (47)	83	57 (47)	49	26	34

( ) 内は静岡県バス協会委託分で内数

(巡回指導実施計画：非対面による巡回)

	実施営業所数	愛知	静岡	岐阜	三重	福井
計	204 (44)	79	45 (44)	29	30	21

( ) 内は静岡県バス協会委託分で内数

非対面による巡回の実施方法については、(2)の自己チェックシートも活用しながら、事前に事業者から必要書類を送付いただき、巡回当日は、Web又は電話によるヒアリングを行いながら実施することを考えている。具体的な方法については国と調整する。

注：「非対面による巡回」とは、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導等の運用方針について」（令和3年3月12日付け国自安第212号、国自旅第470。以下「見直し通達」という。）2.（1）に基づくWebや電話により2.（3）の重点項目を対象とする巡回。

(2) 自己チェックシートを活用したヒアリング

令和2年度から行っている自己チェックシートを活用した電話によるヒアリングについて、希望する事業者に対して行う。

(3) メールによる情報提供

希望する事業者に対して、行政等からの情報等をメールにより情報提供する。

2. 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営営する行為の防止を図るための啓発活動

関係機関と連携し調査活動を行い、行政に情報提供する。

3. 貸切バスに関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動

関係法令等の周知を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止するための啓発活動を関係機関と連携し行い、コンプライアンス体制の確立を図る。

4. 貸切バスに関する旅客からの苦情の処理

旅客から寄せられる苦情等に対し、適切、迅速な処理に努め、事業者指導等を行うとともに、行政に情報提供する。

#### 5. 貸切バス事業の用に供する自動車の運転者の育成を図るための研修

道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識等を習得させること等を目的として、運転者を指導する立場である指導者の育成及び資質の向上を図るための研修を管内5県で実施する。

#### 6. その他定款で定める事業